

2 全国消費実態調査(最低生活費2)

- 収入が最低生活費2(最低生活費1+住宅扶助)未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約311万世帯(6.7%)、資産を考慮した場合、約31万世帯(0.7%)と推定される。
- 世帯類型別に見ると、母子世帯の低所得世帯率が最も高く、フロー所得のみの場合で55.5%、資産を考慮した場合で11.6%と推定される。
- 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で23.8%、資産を考慮した場合で75.8%と推定される。

	総世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,674	311	31	97	6.7	0.7	23.8	75.8
単身世帯	1,307	139	15	71	10.7	1.2	33.9	82.4
高齢者世帯	474	66	6	38	14.0	1.3	36.1	85.8
その他の世帯	833	73	9	34	8.7	1.1	31.7	78.9
2人以上世帯	3,367	172	16	26	5.1	0.5	13.0	62.0
高齢者世帯	416	14	1	5	3.4	0.3	24.8	81.2
母子世帯	33	18	4	8	55.5	11.6	31.1	68.3
その他の世帯	2,918	139	11	13	4.8	0.4	8.4	54.1

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)子どものいる世帯(再掲)

	総世帯数 A	最低生活費未済の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	1,317	69	7	12	5.2	0.5	14.5	64.0
最低生活費1								
現役世帯	1,271	66	6	11	5.2	0.5	14.7	64.0
大人1人	47	17	2	9	35.4	5.2	34.3	78.1
大人2人以上	1,223	49	4	3	4.0	0.3	4.9	39.4
非現役世帯	46	4	0.2	0.4	7.8	0.5	10.7	65.3
総数	1,317	93	11	12	7.1	0.8	11.2	51.5
最低生活費2								
現役世帯	1,271	89	11	11	7.0	0.8	11.2	51.3
大人1人	47	19	4	9	40.8	8.0	31.1	69.8
大人2人以上	1,223	70	7	3	5.7	0.6	3.5	26.8
非現役世帯	46	4	0.3	0.4	8.2	0.7	10.3	57.1

(注)「現役世帯」とは、世帯主の年齢が18歳以上64歳以下の世帯をいう。「大人」は18歳以上の者、「子ども」は17歳以下の者をいう。  
 (資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)

3 国民生活基礎調査

- 最低生活費未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約597万世帯(12.4%)、資産を考慮した場合、約229万世帯(4.8%)と推定される。
- 世帯類型別に見ると、母子世帯の割合が最も高く、フロー所得のみの場合で63.1%、資産を考慮した場合で30.2%と推定される。
- 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で15.3%、資産を考慮した場合で32.1%と推定される。

	総世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,802	597	229	108	12.4	4.8	15.3	32.1
単身世帯	1,198	238	104	81	19.9	8.7	25.4	43.7
高齢者世帯	439	106	44	44	24.2	10.1	29.5	50.0
その他の世帯	759	132	60	37	17.4	7.9	21.7	37.9
2人以上世帯	3,604	359	125	27	10.0	3.5	7.0	17.9
高齢者世帯	474	35	14	5	7.3	3.0	13.5	27.5
母子世帯	74	46	22	9	63.1	30.2	16.0	28.5
その他の世帯	3,056	278	88	13	9.1	2.9	4.4	12.7

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成19年国民生活基礎調査特別集計、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)子どものいる世帯(再掲)

	総世帯数 A	最低生活 費未済の 世帯 B	うち資産要 件を満た す世帯 C	被保護世 帯数 D	低所得世 帯率① B/A	低所得世 帯率② C/A	保護世帯 比① D/(B+D)	保護世帯 比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	1,256	154	54	12	12.2	4.3	7.4	18.7
現役世帯	1,145	141	50	12	12.3	4.3	7.8	19.2
大人1人	83	47	22	10	56.9	26.6	16.8	30.1
大人2人以上	1,062	94	28	2	8.8	2.6	2.4	7.7
非現役世帯	111	13	4	0.5	11.7	3.4	3.6	11.4

(注)「現役世帯」とは、世帯主の年齢が18歳以上64歳以下の世帯をいう。「大人」は18歳以上の者、「子ども」は17歳以下の者をいう。

(資料)平成19年国民生活基礎調査特別集計、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)

各種統計調査の比較

調査名	国民生活基礎調査 (厚生労働省)	全国消費実態調査 (総務省)	家計調査 (総務省)
調査目的	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ること。	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすること。	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供すること。
調査頻度	3年ごと(中間の各年は小規模調査を実施) ※直近の大規模調査はH18のデータについてH19に調査を行い、H21.3公表	5年ごと ※直近の調査はH21.9～11に調査を行い、H23.10までに順次公表見込み	毎月 ※直近の公表データはH21.10調査分(H21.11.27公表)
調査対象	世帯票・健康票287,807世帯 所得票・貯蓄票36,285世帯 (H19調査(大規模調査)) ※対象地区の全数調査	約57,000世帯 (H21調査) ※抽出調査	約9,000世帯 (H21.10調査) ※抽出調査
調査方法	配布調査 (「所得票」は聞き取り調査)	配布調査(家計簿の作成有り)	配布調査(家計簿の作成有り) (「世帯票」は聞き取り調査)
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、就業状況等(「世帯票」)</li> <li>所得の種類別金額、生活意識の状況等(「所得票」)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家計上の収入と支出に関する事項、主要耐久消費財等に関する事項、年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項、現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の家計上の収入及び支出(家計簿による調査)</li> <li>世帯及び世帯員の属性、住居の状態に関する事項等(「世帯票」)</li> <li>貯蓄・負債の保有状況及び住宅などの土地建物の購入計画(二人以上の世帯のみ)</li> </ul>

# 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計と今後の対応について

## 背景

- 生活保護の生活扶助等を合算した基準を最低生活費と仮定し、平成16年全国消費実態調査及び平成19年国民生活基礎調査から得られた個票データに照らして推計したところ、一定の資産の保有要件も考慮した場合、生活保護基準未満の低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)が得られた。
- 今回推計した保護世帯比は、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)を表わすものではないが、こうした現状把握の指標として捉えるべき一つの数値が明らかになったことを踏まえた対応が必要。

### ※ 本推計の留意点

- ・ 統計データからは、保有する資産の評価額、親族からの扶養や稼働能力の有無など、受給要件を満たすかどうか判らないという技術的な問題があるため、いわゆる「捕捉率」を推計することはできない。

(注) 捕捉率とは、本来生活保護を受給できる方のうち実際に受給している方の割合をいう。

## 今後の対応

- 1 保護世帯比は、いわゆる漏給の割合を表わすものではないが、資産や稼働能力等を活用してもなお保護の要件を満たし、かつ、保護を受給する意思のある方が保護を受けられないことはあってはならないことであり、改めて、地方自治体に対しその旨を通知し、徹底していく。
- 2 また、この間、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットをはじめ生活保護以外の低所得者対策も講じているところであり、その一層の充実を図っていく。
- 3 今回と同様の調査を定期的に実施し、その動向を把握していく。

### (参考) 次回調査年

- ・ 全国消費実態調査(5年ごと) 平成21年
- ・ 国民生活基礎調査・大規模年(3年ごと) 平成22年

## 7 生活保護受給者の自殺者数

# 生活保護受給者の自殺者数について

平成 22 年 4 月 9 日  
厚生労働省社会・援護局保護課



## 生活保護受給者の自殺者調べの概要及び留意点

- 本調べは、平成19年1月1日～平成21年12月31日の3年間に生活保護受給中(停止中を含む)に自殺又は自殺と推定された死亡者(以下、「自殺者」という。)の状況をまとめたものである。  
(注)自殺者とは、死亡診断書又は死体検案書若しくはケース台帳等から自殺又は自殺と推定される死亡者をいう。
- 平成22年1月21日に全国の自治体に依頼し、福祉事務所から都道府県本庁を通じて報告があったものを厚生労働省社会・援護局保護課において集計した。
- この調べは、毎年行っているものではなく、福祉事務所が過去3年間の状況について、職員の記憶やケース台帳を基にして報告したものである。したがって、記憶の新しい直近年と比べて古い年次のデータには報告漏れがある可能性があり、年次推移を見る際にはこの点に留意する必要がある。
- 都道府県別の数値は、一都道府県当たりの件数が極めて少なく、結果が不安定であること、一個人の特定につながる可能性があることから公表は控える。

## 結果概要

- 生活保護受給者の自殺率は、平成19年で被保護人員10万対38.4、平成20年で同54.8、平成21年で同62.4となっており(注)、全国の自殺率よりも高い。
- その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患(うつ病、統合失調症、依存症)を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。(10ページ参照)

(注)年々増加傾向にあるが、この調べは毎年行っているものではなく、福祉事務所が過去3年間の状況について、職員の記憶やケース台帳を基にして報告しているものであるため、記憶の新しい直近年と比べて過年度分には報告漏れがある可能性があるため、厳密には推移は分析できない。

	生活保護受給者		(参考)全国	
	自殺者数	自殺率	自殺者数	自殺率
平成19年	577 人	被保護人員10万対 38.4	33,093 人	人口10万対 25.9
平成20年	843	54.8	32,249	25.3
平成21年	1,045	62.4	—	—

(注)自殺率は、人口(又は被保護人員)10万人当たりの自殺者数を示す。

資料:平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成21年は暫定集計)

# 1 自殺者総数

- 生活保護受給者の自殺者数は、平成19年577人、同20年843人、同21年1,045人であり、3年間の累計で2,465人である。
- 男女別にみると、男が65.6%、女が34.4%となっている(累計)。

被保護自殺者数

被保護自殺者		総数		
			男	女
平成19年	人数	577	380	197
	構成割合	100.0%	65.9%	34.1%
平成20年	人数	843	553	290
	構成割合	100.0%	65.6%	34.4%
平成21年	人数	1,045	683	362
	構成割合	100.0%	65.4%	34.6%
累計	人数	2,465	1,616	849
	構成割合	100.0%	65.6%	34.4%

(参考)被保護者数

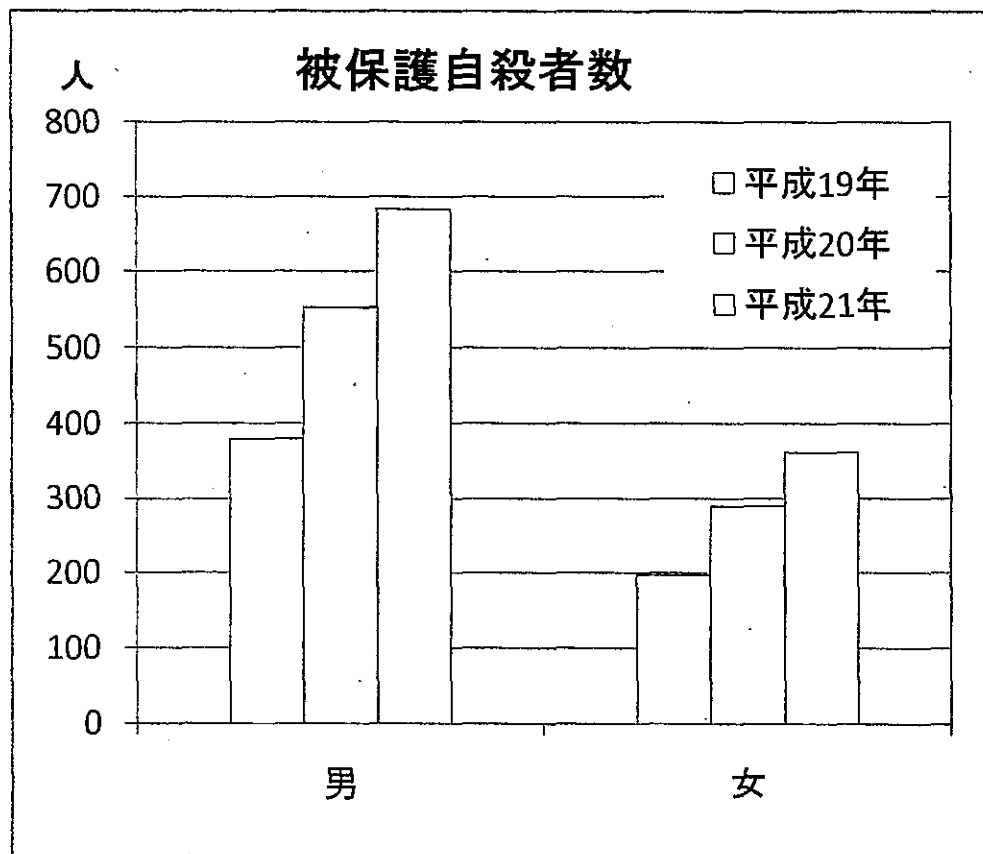
被保護者		総数		
			男	女
平成20年	人数	1,537,893	716,873	821,020
	構成割合	100.0%	46.6%	53.4%

資料: 被保護者全国一斉調査(基礎調査)

(参考)一般自殺者数

一般自殺者		総数		
			男	女
平成20年	人数	32,249	22,831	9,418
	構成割合	100.0%	70.8%	29.2%

資料: 平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)



## 2 年齢階級別自殺者数

- 50歳代が全体の24.1%(累計)を占め、次いで60歳代(23.0%)、40歳代(17.4%)の順となっており、この傾向はほぼ3年間変わらない。
- また、警察庁発表の全国の自殺者の傾向と比較しても、年齢階級別の順位は全く同じである。

年齢別被保護自殺者数

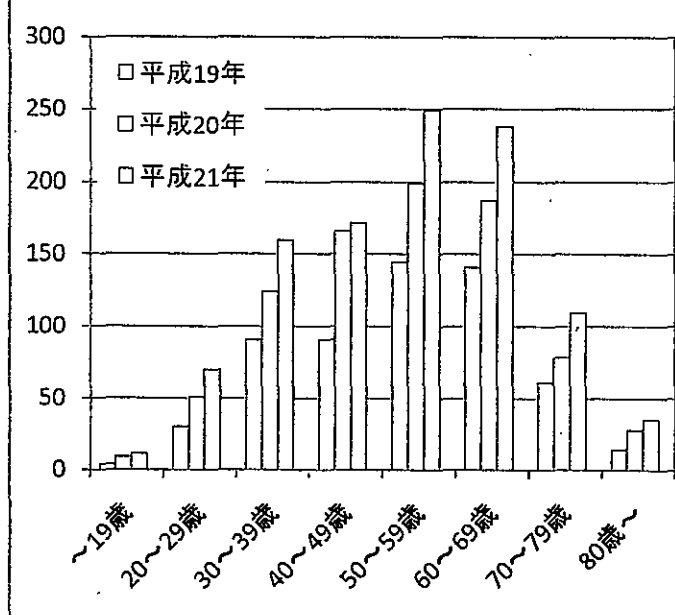
被保護自殺者		総数	年齢階級								
			～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成19年	人数	577	4	30	91	91	145	141	61	14	-
	構成割合	100.0%	0.7%	5.2%	15.8%	15.8%	25.1%	24.4%	10.6%	2.4%	-
平成20年	人数	843	9	51	124	166	199	187	79	28	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	-
平成21年	人数	1,045	11	70	160	172	249	238	110	35	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	-
累計	人数	2,465	24	151	375	429	593	566	250	77	-
	構成割合	100.0%	1.0%	6.1%	15.2%	17.4%	24.1%	23.0%	10.1%	3.1%	-

(参考)年齢別自殺者数

全自殺者		総数	年齢階級								
			～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成20年	人数	32,249	611	3,438	4,850	4,970	6,363	5,735	3,697	2,361	224
	構成割合	100.0%	1.9%	10.7%	15.0%	15.4%	19.7%	17.8%	11.5%	7.3%	0.7%

資料：平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

年齢別被保護自殺者数



## (参考) 年齢階級別自殺率

- 年齢階級別に自殺率をみると、20歳以上59歳以下で生活保護の自殺率が全国平均よりも高く、70歳以上になると全国平均よりも低くなっている。
- これは、自殺率の分母となる被保護者数のうち、20歳以上60歳未満では、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患を有する者の割合が高いことが原因と考えられる。

※精神疾患及び精神障害を有する被保護者の割合: 20歳未満 1.4%、20歳～59歳 33.7%、60歳以上 10.1%

(平成20年被保護者全国一斉調査(個別))

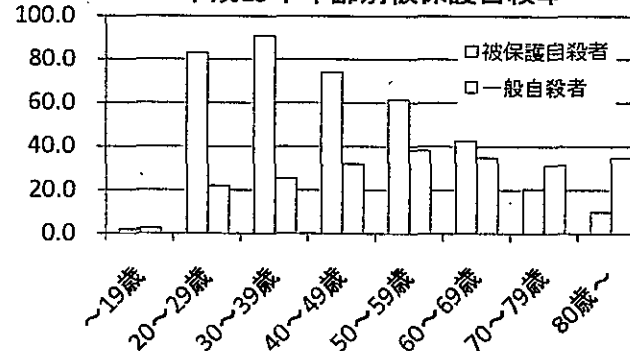
年齢別被保護自殺者数

被保護自殺者	総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
		平成19年	人数	4	30	91	91	145	141	61
	構成割合	0.7%	5.2%	15.8%	15.8%	25.1%	24.4%	10.6%	2.4%	-
	自殺率	38.4	1.7	83.0	91.0	74.2	61.6	42.4	20.6	9.9
平成20年	人数	9	51	124	166	199	187	79	28	-
	構成割合	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	-
	自殺率	54.8	3.8	139.2	123.5	127.5	87.5	54.6	25.2	18.8
平成21年	人数	11	70	160	172	249	238	110	35	-
	構成割合	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	-
	自殺率	62.4	4.3	162.6	142.6	112.4	103.1	62.9	33.3	21.9

注) 自殺率は、被保護人員10万人当たりの自殺者数を示す。被保護人員は、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成21年は暫定集計)

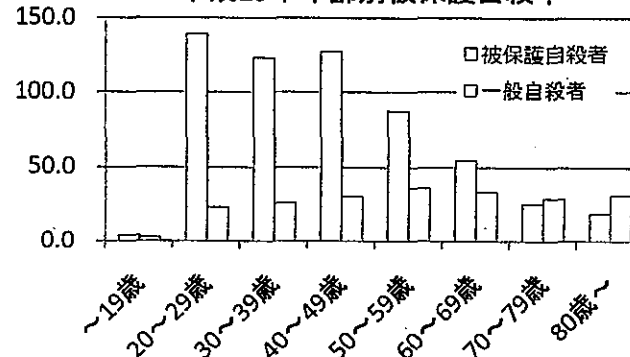
人/被保護人員10万人

平成19年年齢別被保護自殺率



人/被保護人員10万人

平成20年年齢別被保護自殺率



(参考) 年齢別自殺者数

全自殺者	総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
		平成19年	人数	548	3,309	4,767	5,096	7,046	5,710	3,909
	構成割合	1.7%	10.0%	14.4%	15.4%	21.3%	17.3%	11.8%	7.5%	0.7%
	自殺率	25.9	2.3	22.0	25.4	31.9	38.1	35.0	31.3	34.9
平成20年	人数	611	3,438	4,850	4,970	6,363	5,735	3,697	2,361	224
	構成割合	1.9%	10.7%	15.0%	15.4%	19.7%	17.8%	11.5%	7.3%	0.7%
	自殺率	25.3	2.6	23.3	26.1	30.7	36.0	33.7	29.2	31.4

資料: 平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

注) 自殺率は、人口10万人当たりの自殺者数を示す。

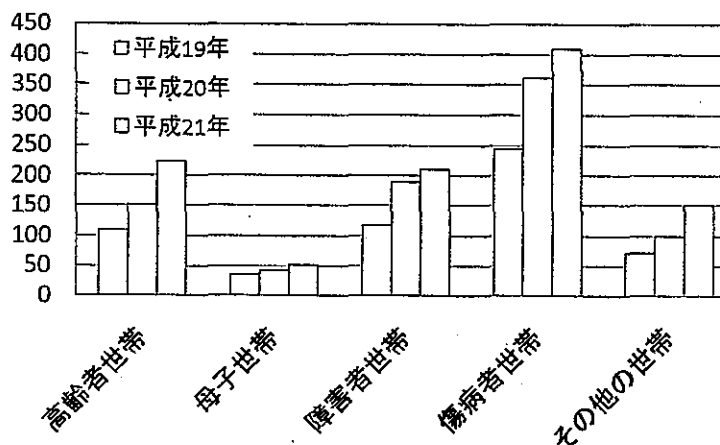
### 3 世帯類型別自殺者数

・ 自殺者が属していた被保護世帯を世帯類型別にみると、傷病者世帯が最も多く、3年間累計で1,016人(41.2%)、次いで障害者世帯516人(20.9%)、高齢者世帯483人(19.6%)となっている。

世帯類型別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	世帯類型別				
			高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成19年	人数	577	109	35	117	245	71
	構成割合	100.0%	18.9%	6.1%	20.3%	42.5%	12.3%
平成20年	人数	843	151	42	189	361	100
	構成割合	100.0%	17.9%	5.0%	22.4%	42.8%	11.9%
平成21年	人数	1,045	223	52	210	410	150
	構成割合	100.0%	21.3%	5.0%	20.1%	39.2%	14.4%
累計	人数	2,465	483	129	516	1,016	321
	構成割合	100.0%	19.6%	5.2%	20.9%	41.2%	13.0%

世帯類型別被保護自殺者数



(参考) 世帯類型別被保護者数

被保護者		総数	世帯類型別				
			高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成20年	人数	1,536,210	582,030	243,790	209,950	336,810	163,630
	構成割合	100.0%	37.9%	15.9%	13.7%	21.9%	10.7%

資料：被保護者全国一斉調査(個別調査)

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されているか、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。  
 「母子世帯」は、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。  
 「障害者世帯」とは、世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない世帯をいう。  
 「傷病者世帯」とは、世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯又は世帯主が傷病のため働けない世帯をいう。  
 「その他の世帯」とは、上記以外の世帯をいう。